

答 申

第 1 審査会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が審査請求の対象となった公文書について行った非開示決定は妥当であり、また、審査請求人が行った審査請求には理由がないことから、棄却するのが相当である。

第 2 本件処分の経過

1 本件開示請求

審査請求人は、平成 27 年 4 月 20 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対して、公文書の開示請求を行い、平成 27 年 4 月 21 日に当該開示請求書の補正を行った（以下「本件開示請求」という。）。

審査請求人が開示請求した公文書は、次のとおりである。

- ① 富山県警察本部の監察官室の業務内容が分かる資料
- ② 平成 24 年度の懲戒の件数と内容
- ③ 本年中に県民から受け付けた職員に係る苦情、調査に関して他の部署へ移行した事が分かる文書及び同書式

2 処分及び審査請求

(1) 開示決定等

実施機関は、本件開示請求で開示請求があったそれぞれの公文書について、平成 27 年 5 月 7 日付けで、次のとおり公文書の開示決定等を行った。

- ア 上記 1 の①に対しては、条例第 11 条第 1 項の規定による「富山県警察の組織に関する訓令」の開示決定（富監第 849 号）
- イ 上記 1 の②に対しては、条例第 11 条第 1 項の規定による「懲戒処分書」の部分開示決定（富監第 851 号）
- ウ 上記 1 の③に対しては、条例第 11 条第 2 項の規定による公文書の不存在を理由とした監察官室が保有する「苦情受理・処理票」の非開示決定（監第 850 号。以下「本件処分」という。）

(2) 本件審査請求

審査請求人は、平成 27 年 5 月 11 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により富山県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審査会への諮問

富山県公安委員会は、平成 27 年 5 月 28 日付け富公委第 603 号で、条例第 19 条の規定により本件審査請求について審査会に諮問を行った（以下、富山県公安委員会を「諮問機関」という。）。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求書によれば、本件処分は記録文書や決裁文書を作成していないとして不存在を理由にしているが、隠ぺいであり、本件開示請求の趣旨に沿った全面開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書による本件審査請求の理由

ア 本件の請求は、本年（平成27年）2月●日、県民（私）が監察官室の岡山警部、磯谷警部に●●●●地域の路側帯に設置して在った看板に接触し衝突した事故に係る加害者（富山西警察交通安全協会、富山西警察署、県警本部交通規制課）の違法や怠慢について苦情、調査を求めたものである。他部署に移行された場合でも監察官室の決裁は不可欠であり不存在は在り得ない。

イ 本件に係る継続調査は（平成27年）4月●日、監察官室の岡山警部の後任者宮川次席へFAXで岡山警部に指摘したことがらやその後の経緯などを知らせた件について（同年）5月●日、同次席に尋ねたところ交通規制課に経緯の問い合わせを行っていると答えた。

(2) 審査会の意見陳述における本件審査請求の主たる理由

ア 警察は、自分等に不都合な書類を作らない。全て覆い隠そうとしている。決裁文書を作る又は作らない、物事を文書に記録する又は記録しないは、警察が勝手に決めており、不当である。

イ 公文書は情報公開から閲覧しているから、物は在る。公文書が閲覧できなかった。公文書がないということに異議申立てをするのは、私の主義なものだからやっている。

ウ 監察官室の宮川次席が押印した公文書が見たい。

第4 諮問機関の主張及び説明

諮問機関は、非開示理由説明書及び審査会の意見聴取で審査請求は棄却されるべきであると主張し、その理由を次のとおり説明する。

(1) 本件開示請求に係る公文書の特定について

実施機関が特定した公文書は、「審査請求人が平成27年2月●日に当時監察官室員であった岡山警部に対して苦情を申立てた件で岡山警部が作成し、監察官室が保有している苦情受理・処理票」（以下「本件公文書」という。）とされている。特定に至る経過は、次のとおりである。

ア 実施機関は、本件開示請求について当該開示請求書の文面だけでは文書の特定が困難であったため、審査請求人と面談し本件開示請求について開示請求書の補正を求めた。

イ その際、審査請求人と面談した実施機関の職員（宮川警部）は、次のとおり対応した。

① 審査請求人の発言から、開示を求めている公文書は「審査請求人が平成27年2月●日に当時監察官室員であった岡山警部に対して苦情を申立てた件で岡山警部が作成した苦情受理・処理票」（以下「本件苦情受理・処理票」）であると判断したこと。

② そのため、審査請求人に対し、本件苦情受理・処理票は、作成所属である監察官室

から警察本部の苦情を総括的に所管する警察相談課に移っている旨の説明を行ったこと。

- ③ また、宮川警部が審査請求人に、警察相談課に対し本件苦情受理・処理票の開示を請求しているのかどうかを確認したところ、審査請求人は警察相談課に対しても開示を請求していると告げたこと。
- ④ さらに、審査請求人に対し、本件開示請求に係る文書には、警察相談課が保有する本件苦情受理・処理票を含まない旨の確認を求め、審査請求人からは「足りる」と返答があったこと。
- ⑤ よって、本件開示請求にかかる公文書を本件公文書と特定したこと。

(2) 公文書の不存在について

非開示理由説明書によると、実施機関は、審査請求人の開示請求に際しての補正に際し、審査請求人に対し次のように説明等を行ったとしている。

- ① 警察署、警察本部内の苦情処理については「富山県警察職員の職務執行に対する苦情処理要綱」（例規通達）（以下「苦情処理要綱」という。）で規定されており、苦情を所管する所属は警察相談課になること。警察本部内で作成された「苦情受理・処理票」は、すべて警察相談課が保有するため、審査請求人が求めている本件公文書は存しないこと。
- ② 本件公文書は存しないことから、開示請求に対する文書不存在の非開示決定は明らかであるので、実施機関は審査請求人に本件開示請求からの削除を求めたこと。
- ③ 審査請求人は、本件開示請求からの削除の要請には応じず、「それなら不存在という回答でよい」と申し述べ、公文書の不存在を理由とした非開示決定について事前に了解していたこと。

(3) 本件審査請求について

上述したとおり、実施機関は、審査請求人に本件公文書が存在しないことを説明していること。また、審査請求人に、文書不存在の非開示決定は明らかであることから、本件開示請求からの削除を要請したが、審査請求人はこれに応じなかったこと。

そして、実施機関が、審査請求人の文書不存在について了承した発言を踏まえ本件公文書の不存在を理由として本件処分をしたことに違法又は不当な点はなく、また、本件審査請求には理由がないこと。

第5 本件処分に対する審査会の判断等

1 審査会の役割

当審査会の担う役割は、条例に照らし、実施機関が行った処分の妥当性について、審査することである。

審査請求人は審査請求書で公文書の全面開示を求めると主張している。

一方、諮問機関は、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきであると主張している。

よって、審査会は、本件開示請求に対する実施機関の対応状況等について検証を行い、本件処分の妥当性等について審議する。

2 審査会の判断

ア 審査請求人が開示を求めていた公文書について

諮問機関は、「第4 諮問機関の主張及び説明」に記載のとおり、

- ① 実施機関が本件開示請求の補正に際して、審査請求人に本件公文書を保有しておらず不存在であると説明をしていること。
- ② 審査請求人が「それなら不存在でよい」との発言をしていること。
- ③ 審査請求人の当該発言を受けて当該公文書の不存在を理由とした本件処分を行っていること。

から、審査請求人の本件審査請求には理由がないと主張している。

一方、審査請求人は、審査会での意見陳述において、「後ほど、監察官を含めた決裁書の閲覧ができた」、「確かに情報閲覧では、監察官の判子を押したものを私は見ている」とも主張している。

このことから、審査会は、審査会の審査請求人の意見陳述に際し、「第4 諮問機関の主張及び説明（1）本件開示請求に係る公文書の特定について及び（2）公文書の不存在について」において記述の実施機関の非開示理由を引用したうえで審査請求人の不服の趣旨の確認を行った。審査請求人は、本件処分に対する不服の趣旨として「第3 審査請求の内容 2 審査請求の理由（2）審査会の意見陳述における本件審査請求の主たる理由」に記載のとおり申し述べたが、実施機関の当該非開示理由に対する明確な反論やその他の申出等はなされなかった。

また、審査会は、審査請求人に対し、諮問機関から審査会へ提出のあった非開示理由説明書を添付のうえ、意見書の提出を求めていたが、意見書やその他の非開示理由説明に対する反論資料は、何ら提出されなかった。

これらのことから、審査会は、開示請求の補正が行われた時点において、本件開示請求で実施機関が特定した公文書と審査請求人が開示を求めていた公文書とは、本件公文書という認識で一致していたものと判断する。

なお、審査会の意見陳述における審査請求人の「公文書は情報公開から閲覧しているから、物は在る」とする主張は、審査請求人が本件開示請求に前後して実施機関に対し複数の開示請求を連続して行っていることなどから、本件公文書と本件苦情受理・処理票とを混同又は誤認していたものと思われる。

イ 当該公文書を保有する所属

審査会が見分したところ、苦情の処理手続は「苦情処理要綱」で規定されている。この要綱に基づき、苦情を受理した所属は「苦情受理・処理票」を作成するが、その本紙すべては、苦情処理に関する事務を総括する警察相談課に回議され、警察相談課において保管及び保存される。

このことから、審査会は、本件開示請求時においては、本件苦情受理・処理票は、警察相談課が保有していたものと判断する。

ウ まとめ

よって、実施機関が公文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。また、本件審査請求に至る経緯に照らしてみると、審査請求人の本件審査請求にはその理由がないものと認められる。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査請求人のその他の主張について

前述のとおり、当審査会の担う役割は、当審査会に諮問された本件処分の妥当性を条例に照らし調査審議することであり、これら以外の処分について調査審議をする立場にはない。

また、審査請求人は、本件処分以外の違法、又は不当について審査請求書や審査会における意見陳述で種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものでない。

第7 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成27年 5月28日	公安委員会から諮問書を受理
平成27年 6月 9日	公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 7月 7日	公安委員会から非開示理由説明書を受理
平成28年 3月11日 (第140回審査会)	諮問事案の概要説明
平成28年 3月17日	・ 審査請求人に非開示理由説明書を送付 ・ 審査請求人に意見書の提出を依頼
平成28年 5月11日 (第141回審査会)	・ 審査請求人から意見を聴取 ・ 公安委員会から非開示理由等を聴取 ・ 審議
平成28年 6月22日 (第142回審査会)	審議
平成28年 7月22日 (第143回審査会)	審議
平成28年 8月25日 (第144回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	